

# 真岡市消費生活センターだより No.40

消費生活相談窓口

場所：真岡市役所2階

☎ 0285-84-7830

月～金曜日（祝日除く）9～12時、13～16時

休日は消費者ホットライン

☎ 188（局番なし）

消費生活センターでは、消費者（市民の方）が商品購入などにおいて、事業者と契約トラブルにあった場合に、消費者が自ら解決するために助言や情報提供を行っています。相談内容によっては、適切な専門相談窓口などを紹介しています。なお、個人間トラブル、事業者や個人事業主からの事業に関わる相談などはお受けしていません。

## トラブル急増！こんな手口に注意

家庭の粗大ごみ回収

### 訪問購入

**狙いは貴金属** 強引な事業者に注意！



ご自宅に伺って使わないお皿、靴着ない洋服何でも買い取ります

指輪やネックレスなどアクセサリー見せて



指輪を売るつもりじゃなかった...

- ◆ 1人で対応しない。家族に同席してもらう。
- ◆ **売却するつもりがなければ、きっぱり断る。**
- ◆ **クーリング・オフ制度を利用する。**  
8日間のクーリング・オフ期間中は、事業者へ物品の引き渡しを拒むことができます。

### 不用品回収

**「無許可」**で回収を行う事業者に注意！

「不用品を引取る」と巡回していた廃品回収業者に、ソファ、たんす、ベッドなど粗大ごみの回収を依頼したら、20万円も請求された。



20万円 今すぐ銀行で現金おろして支払って



- ◆ 一般家庭から出る粗大ごみや不用品の回収は市の**一般廃棄物処理業**の許可や委託が必要です。  
**※産業廃棄物処理業の許可では回収できません。**
- ◆ ネット広告、配布されたチラシ等の料金通りとは限らないため、市が案内するルールで処分する。

## トラブル回避のポイント

### 業者を家に入れない

玄関を開けずにドア越しに断る

お帰りください



**セールス 勧誘 お断り!**

### 知らない相手と話さない

特殊詐欺対策電話機の使用が有効です

市の購入補助制度があります。詳しくは、暮らし安全課0285-83-8110までお問い合わせください。

この電話は詐欺対策のため録音させていただきます。

